

Robert N. Anthonyの財務会計学説の含意

村田英治

Robert N. Anthony was one of the greatest scholars in management accounting of 20th century. He also contributed to financial accounting, and especially advocated explicit accounting for the interest cost of equity capital. His theory is viewed as an improvement of the pure entity approach in 1950s, but has a defect in not recognizing the interest cost on entity equity (entity's equity in itself), which would retard efficient utilization of enterprise resources. However, his insight about interest cost accounting is worth reexamination in the stewardship accounting context.

I. はじめに

Robert N. Anthonyは米国における管理会計学の泰斗であるが、その業績は、財務会計学にも及ぶ¹⁾。とりわけAnthony (1984)は、佐藤倫正教授の翻訳によって、わが国においても広く知られている。アンソニーの財務会計学説の要点は、株主持分利子 (equity interest) の費用計上にある。加えて、Anthony (1984) では、収益から株主持分利子を含む総費用を控除した純利益は、企業自体の持分であるエンティティ持分 (entity equity) に帰属する。

Anthony (1984) は、主として20世紀中頃の米国に現われた純粋エンティティ説 (the pure entity approach)²⁾ を精緻化したものといえる。純粋エンティティ説は、資本提供者からも独立した企業の自律性を、会計理論として追求する立場である。

本稿の目的は、主としてAnthony (1984) の所説を検討することにある。第一の論点は、今日の大規模公開株式会社に、Anthony (1984) のエンティティ説が適合するかという点である。結論を先に言えば、筆者はこれ

について否定的である。その上で、第二の論点は、Anthony (1984) が主張する株主持分利子の費用計上の含意を、いかにとらえるかという点である。筆者は、これを、収益費用アプローチの精緻化ととらえ、とりわけ受託責任会計における情報提供に貢献すると考える。

すでに公表されたIASBの概念フレームワークでは、エンティティの観点を反映するかのような記述が見られるが (IASB, 2010, par. BC1.8), その真意は必ずしも明らかではない (佐藤, 2011, pp.5-6)。Anthony (1984) の所説を再検討することは、今後の国際的な概念フレームワークの展開を占う上でも必要な作業といえるであろう。次節ではまず、純粋エンティティ説の系譜を辿る。

II. 純粋エンティティ説

純粋エンティティ説が提唱された時期は、米国において、Useem (1996) の言う「経営者資本主義」 (managerial capitalism) が現出した時期と符合する。すなわち、20世紀中頃、所有の分散によって株主の監視能力は弱

まり、専門的経営者が多くの大規模公開会社を支配した。経営者はその権限に掣肘を受けず、その意思決定は社会に広く影響を及ぼした。しかしながら、近年、零細投資家による所有の分散は機関投資家による所有の集中に転じ、「投資者資本主義」(investor capitalism)が「経営者資本主義」に取って代わった (Useem, 1996, pp.5-6)。Anthony (1984)の他に純粹エンティティ説の継承者が絶えたのも、このような環境変化を反映する。

学説史的に見れば、純粹エンティティ説は、Paton and Littleton (1940) に対する批判として現れた。すなわち、Paton and Littleton (1940) は、エンティティを基礎概念の一つとして挙げ、企業が資本提供者からも独立した存在であることを主張したが (p.8)、他方、彼らは企業利益を資本提供者に対する報酬とみなした (p.14)。これに対して、純粹エンティティ説は、エンティティ概念を突き詰めれば、株主も企業外部者であり、その報酬は費用として計上されるべきであると説く。よって、企業利益は企業それ自体に帰属することになる³⁾。

Staubus (1952) は、上述のようなPatonのエンティティ説を「投資者の観点」とみなし、エンティティの観点に立てば、利益とは、留保可能額、すなわちエンティティの存続ためには分配する必要のない金額であると説く (pp.105-106)⁴⁾。さらに、エンティティの観点とは、より現実的には、エンティティの存続成長と利害を一にする経営者の観点であるとする。このようなエンティティの目標は、留保利益の最大化であり、債権者ばかりでなく、株主に対する分配⁵⁾も費用とみなされる (pp.106-107)。Staubus (1952) によれば、このような利子費用に対応原則を適用するこ

とにより、余剰資産 (“unproductive” assets) に目が向けられ、また、設備投資や在庫投資のより現実的なコストが示されるという (p.113)。

企業体理論 (enterprise theory) として知られるSuojanen (1954) の学説も、この系譜に属する⁶⁾。彼によれば、所有と経営が分離した大規模公開株式会社の出現によって、米国経済の性格は根本的に変わった (p.391)。企業は、株主、従業員、債権者、顧客、政府機関等の企業参加者のために意思決定を行うセンター (decision-making center) とみなされ (p.392)、そこでの経営者の役割は、存続成長という企業目標の管理者であり、また企業参加者の請求権の調停者である (pp.393-394)。株主の権利もこの企業目標に従うのであり、留保利益に計上される金額は企業に帰属するという (pp.396-398)。

Seidman (1956) も留保利益は企業自体の持分であると主張するが、それは、彼によれば、会社資産に対する株主の請求権が、会社の清算を前提とした潜在的な権利だからである。継続企業を前提とすれば、株主の配当請求権に強制力はなく、留保利益は会社の意思にしたがって利用される (pp.66-67)⁷⁾。Seidman (1956) には、所有の分散によって株主が無力化した当時の状況が反映されている (p.65)。

最後に、Li (1960) は、Seidmanと同様の論理により、留保利益を企業自体の持分とみなすが、株主の権利が配当請求権に限定される (p.261) という切り口からさらに論を展開する。彼によれば、会社の目的は存続成長であり、存続成長するためには、会社は、経済的能力 (economic competence サービスの効率的提供) と財務的能力 (financial

competence 追加資本の調達)を必要条件とする。会社が株主に配当を支払うのは、その財務的能力を維持するためである (pp.259, 262)。このように、彼の所説は、企業目標としての利益最大化を否定し、会社の権益に株主の権益を従属させる (Li, 1964, p.946)。

Ⅲ. Anthonyのエンティティ説とその限界

1. Anthonyのエンティティ説

Anthony (1984) の所説が、純粹エンティティ説の精緻化といえるのは、株主に対する報酬を配当額ではなく、株主持分利子として合理的基準によって測定しようとする点にある。毎期、株主持分利子の費用計上額は株主持分に貸記され、配当の支払いは株主持分の減少となる (p.80)。したがって、株主持分は、株主からの払込資本と未払株主持分利子からなる。他方、エンティティ持分は、収益から株主持分利子を含む総費用を控除した純利益の累計額から構成され (p.78)、現行制度における留保利益とは等しくならない。株主の請求権がエンティティのそれよりも優先するので、後者が残余持分であるということになる⁸⁾。

Anthony (1984, p.55) によれば、株主持分利子を費用として計上すると、利益ゼロのエンティティは安定状態にあり、無限に活動を継続できるという。長期的に、平均的なエンティティは投資について十分なリターンを稼得するように活動すると仮定すれば、利益ゼロは平均的業績を表す。ゼロより大きければ平均以上であり、利益が大きければ大きいほど業績はより良好ということになる。

このような会計処理の基礎となるAnthonyの企業観は以下のようなものである。

Anthony (1984, p.23) によれば、財務会計の対象であるエンティティは、組織、すなわち個人の集合体であり、その目標を達成するために経済的資源を取得し利用する。ここで、エンティティの目標は、トップマネジメントまたは意思決定機関 (governing bodies) によって設定される (p.24)。だが、Anthony (1984, p.29) によれば、営利企業の主たる目標は、利益の最大化ではなく、投資者が提供した資金に対して、十分なリターンを稼得することである。投資資金について十分な利益を稼得することは、企業が存続するための制約条件である (p.31)。

Anthonyのフレームワークは、非営利組織を含む、あらゆるタイプの組織に適用することを意図しており、「所有」(ownership)ではなく「管理」(control)が鍵概念となる。「管理」とは、エンティティの経済的資源の利用のありようを指揮する能力をいう (Anthony, 1984, p.50)。このような企業観は、所有と経営が分離した株式会社にも当てはまるという (p.52)。

2. Anthony説の現実性

Anthony説は、明らかに、会社法が想定する株式会社像とは異なる。現行制度においては、株主が株式会社の所有者であり、彼らが会社の残余利益の分配を受ける権利、及び会社を支配する権利を併有し、後者の支配権は、議決権、なかんづく取締役の選任権によって行使される。この二つの権利を併有することにより、株主は、企業利益を最大化するために支配権を行使する誘因をもつ。また、残余利益請求権者だけに議決権を付与するからこそ、利益最大化が議決権者の共通目標になり、集団的意思決定コスト (所有者の利害の

不均一性から生ずる政治機構のコスト)も最小化される⁹⁾。現在の株式会社制度は、会社を株主の代理組織とみなすHusband (1954)の代理人説と整合する。

だが、日本企業の実態にはAnthony説が適合するという議論があるかもしれない。伊丹 (1987) は、米国企業を資本主義企業の典型とし、日本企業を人本主義企業として類型化する。人本主義とはヒトを経済活動の最も本源的かつ希少な資源として重んじる考え方である (pp.29-30)。人本主義企業は、従業員主権の企業であり、ここで、従業員とは経営者も含み、長期的に企業にコミットするコアメンバーをいう。伊丹 (1987) によれば、人本主義企業において、意思決定者たる経営者・管理者の「選挙権」と「被選挙権」は、事実上、コアメンバーが握っている (pp.37-39)。つまり、取締役会は、従業員の中から選ばれた従業員の代表であるという (p.76)。つまり、会社法上の所有者は株主であるとしても、日本企業における実質的な所有者は、従業員であるという議論である。

また、伊丹によれば、人本主義企業では、情報、付加価値、意思決定が少数の人に集中することなく、これを分散させることにより、従業員間の公平感を維持している (pp.39-42)。これによって、お互いの利害衝突ではなく、組織全体のパイを大きくすることに注力し、成長志向的な企業行動に人々が協力する仕組みができあがる (p.101)

人本主義企業は、株主主権の企業よりも、たとえば、エイジェンシー・コストの点でメリットをもつかもしれない。なぜなら、大規模株式会社の場合、投資者は分散し、内部情報を入手する術がないのに対して、従業員は、企業から所得を得る者として、経営者の能力

について情報を入手する機会も動機も有するからである。したがって、投資者よりも従業員の方が経営者を有効に監視できる可能性がある (Hansmann, 1996, pp.77, 119)。また、従業員間の公平感が維持され、彼らが企業の存続成長という目標を共有するのであれば、集団的意思決定コストも低いといえる¹⁰⁾。

伊丹 (1987) の所説を、ここでの議論に置き換えると、米国企業には代理人説が当てはまるが、日本企業にはAnthonyのエンティティ説が適合するということになるかもしれない。だが、以下に述べるように、私見によれば、Anthony (1984) のエンティティ説には理論上の瑕疵がある。それはまた、翻って日本企業の隘路を暗示しているのかもしれない。

3. Anthony説の限界

上述のエンティティ持分は、エンティティ自らの活動によって生み出された資金を表すが、当該資金の使用はコストを伴うのか。Anthony (1984) は、これについて明確な解を与えていないが、「エンティティ持分はコストを伴わないという結論に傾いている」(p.129) という。それは、エンティティ持分利子の計上が、彼のフレームワークの前提と整合しないからである。まず、仮にエンティティ持分利子を計上すると、それはエンティティ持分に貸記される。これは、エンティティが自らと取引をすることを意味し、「稀な例外を除き、エンティティは、外部者を伴わない活動によって資本を増加させることはできない」(系 3 A, p.28) という前提と矛盾する。また、エンティティ持分利子を機会原価 (opportunity costs) とみなすことも考えら

れるが、機会原価の認識は、会計が既に起こった事象を報告するという前提（前提4, p.28）に反する。

加えて、Anthony (1984, p.129) は、「大部分のエンティティにおいて、エンティティ持分の金額は僅少と思われ、（エンティティ持分利子の一筆者）処理による影響は重要でないと思われる」と述べる。だが、前述のように、彼によれば、利益ゼロは平均的業績であり、超過収益力のある優良企業は、多額のエンティティ持分を計上する可能性がある。したがって、優良企業はエンティティ持分が蓄積するにつれて収益に賦課される利子コストが遞減し、企業利益が過大表示されることになる。つまり、資本源泉の違いによって利益額が歪められる¹¹⁾。

Anthony (1984) のエンティティ説を前述の人本主義企業に適用しようとする、より重大な問題を生ずる。人本主義企業では、エンティティ持分は、従業員のコアメンバーに帰属し¹²⁾、株主の配当請求権から隔絶される。とすれば、株主持分とエンティティ持分の境界設定は利害調整会計の問題になる。利害調整会計は、「1円でも争いうる」会計（安藤, 2001, p.114）であるので、境界設定の規準となる株主持分利率は、「適正な概算値 (good approximation)」(Anthony, 1984, p.82) では用をなさない。仮にエンティティ持分は利益を追求しない資金源泉であり、従業員のために利用されるとしても¹³⁾、そもそも、株主持分利子の完璧な決定方法はないのである。

Anthony (1984) に先立って書かれたAnthony (1975) では、株主持分利子の費用計上が、エンティティ持分概念とは切り離して論じられていた¹⁴⁾。Anthony (1975,

p.36) では、株主の報酬を株主持分利子と利潤 (profit) に区分する¹⁵⁾。株主持分利子は、資本が使用された期間に留保利益に貸記されるが、利潤は製品が販売された期間に計上される。つまり、株主が企業に提供するサービスを純粋な資本用役と危険負担に分け、前者に対する対価を費用、後者に対する対価を利益と考えるのである。なお、株主持分利率には、個別企業のリスクを考慮しない正常利率が適用される (p.71)。そして、株主持分利率は当然に留保利益にも適用される (p.76)。

また、Anthony (1984) の後に公表されたAnthony (2004) においても、株主持分利子の費用計上が強調されているが、株主持分利子は、株主資本の実際のコストよりも低いミニマムの利率を用いるべきとされ、「株主持分利子の金額は、留保利益に貸記されるべきである」という (pp.86, 87)。つまり、Anthony (2004) では、エンティティ持分概念が放棄され、Anthony (1975) の考え方に還っている。

IV. Anthonyの財務会計学説の含意

Anthony (1975) は、企業利益が株主に帰属することを前提とした上で、株主持分利子の費用計上を提案している。つまり、純粋エンティティ説に立たなくても、株主持分利子を認識することはできる。

Anthony (1975) は、株主持分利子の費用計上を裏付ける基礎概念として、エンティティ概念の他に、原価概念を挙げる。以下の記述に見られるように、これは収益費用アプローチの主張であり、収益費用アプローチに対する支持はAnthony学説に一貫する

(Anthony, 1984, pp.53-59; 2004, p.36)。

「財務会計は原価を記録する。資産は通常、原価で記録され、また、利益は収益と費用の差額であり、費用は当該収益と関連づけられる原価である。利子が真に原価であればこそ、そのように勘定記録されるべきである。」(Anthony, 1975, p.14)。

そもそも収益費用アプローチの鍵概念である「費用収益の対応」は、原価計算の実務から抽出された概念であり、原価計算は、企業の希少資源の配分に役立つ情報を提供する。Anthonyの財務会計学説の主眼を「利子コスト会計 (accounting for interest cost)」(Anthony, 1984, p.79), すなわち利子コストへの対応概念の適用に求めれば、むしろその真価が顕現するように思われる。

このような利子コスト会計は、代理人説を前提とする受託責任会計(経営者の資本運用能力の評価)において有用な情報を提供する。たとえば、ある項目が在庫として滞留すると、それに拘束される資金の利子コストのために、企業にとって真の棚卸資産原価は大きくなる(Anthony, 1984, p.87)。また、純利益は、経営者が株主持分の最低限のコストを超えて獲得した金額を示し、損失が続けば、経営者が、委託された資本にかかわるコストをカバーするように当該資本を利用できなかったことを意味する(1975, pp.35-36)。

なお、Anthony(1975)の利子コスト会計は、経営者の業績評価には有用であっても、株主持分の計算としては不適切である。なぜなら、株主持分利子の毎期の発生額は、対応する収益の計上を待たずに、株主持分を増加させるからである。したがって、Anthonyの利子コスト会計は、補足情報として提供されるべきである。

V. おわりに

純粹エンティティ説は、企業が投資者から独立した存在であるとすれば、投資者へ分配した後の企業利益は企業自体に帰属するという立場である。これらの学説は、20世紀中頃の米国において、企業がその内部的資金源泉によって財務的自律性を高めた時期に現れた¹⁶⁾。

Anthony(1984)は、Anthony(1974)の利子コスト会計を純粹エンティティ説にリンクすることによって袋小路に陥る。エンティティ持分利子を認識しなければ、企業利益が経営者の管理能力を忠実に表現せず、エンティティ持分利子を認識しようとするれば、エンティティとそれ自身との取引、または機会原価概念を想定しなければならない。Anthony(1984)は純粹エンティティ説を精緻化することによって、はしなくもその限界を明らかにしたといえる。

他方、受託責任会計において、株主持分利子を組み入れた収益費用アプローチは、経営者の業績評価のために有用であると考えられる。代理人説を前提とすれば、総資本にかかわる利子コストが考慮され、経営者の資本運用能力がより明らかになるからである。ただし、Anthony説による利益計算は、現行制度よりも株主への利益配分を早期計上することになるので、補足情報として提供されるべきである。

なお、株主利益の偏重は、他のステークホルダーの權益を侵害し、企業の長期的な存続成長を損なう弊害も孕む。そのような長期的な企業経営を促進するためには、企業利益の帰属を争うよりも、株主以外のステークホルダーにも配慮した長期的観点から、財務報告、

会社法制，税制のあり方を総合的に再考することが求められるであろう。

注

- 1) Anthonyの業績については，Birnberg (2011) に詳しい。
- 2) 純粹エンティティ説という言葉は，Meyer (1973, pp.119-120)による。
- 3) 中村 (1973, p.97) は，純粹エンティティ説の系譜を二元説と企業持分説に分ける。二元説とは，資本項目を株主持分と企業持分に区分する考え方であり，Anthonyのエンティティ説もこれに属する。中村 (1973) は，二元説に対して批判的であるが (p.101)，それは，中村が，会計計算を資産負債計算，収益費用計算及び資本計算という三領域にわけ (p.19)，資本計算を一元的にとらえるからである。なお，中村 (1988, pp.12-13) は，Anthony (1984) の持分論を批判している。
- 4) よく知られるように，Staubusは，その後，普通株主持分を重視する時価主義会計モデル (残余持分説) に転ずる (Staubus, 1961)。
- 5) Staubus (1952, p.113) によれば，株主持分利子は正常配当利子率によって測定され，実際の配当額との差異は，配当平均積立金によって調整される。
- 6) Suojanen (1954, p.396) は，付加価値計算書の補足開示を提唱する。
- 7) Seidman (1956) 及びLi (1960) は，株主の払込資本も企業自体の持分とする。彼らは，中村 (1973) のいう企業持分説に属する。
- 8) 残余財産分配請求権が株主にある以上，エンティティ持分も最終的には株主に帰属する。この意味において，Seidman (1956) の議論にもあるように，エンティティ持分は継続企業を前提とする。
- 9) 詳しくは，村田 (2009, p.19-22) 参照。ここで議論は，Easterbrook and Fischel (1991) 及びHansmann(1996)を拠所としている。
- 10) Hansmann (1996, pp.89-90) によれば，企業の政策に関して，従業員には投資者以上に多様な立場があり，一般に従業員所有企業では，集团的

意思決定コストが高くなる。従業員を所有者にすることによって，エイジェンシー・コストが低下したとしても，集团的意思決定コストがそれを相殺すれば，経済的合理性が失われる。

したがって，従業員所有企業が成立するためには，従業員のスキルの種類やレベルに大差がなく，組織が階層的ではないことが条件となる (p.92)。従業員が同質的であれば，企業の意思決定の影響もほぼ同等であり，利害衝突もないからである (p.97)。

- 11) Anthony (1985, p.86) は，株主資本利子を認識すれば，利益額は資本源泉の違いによって歪曲されなくなると主張する。
- 12) 伊藤 (2010, pp.214-215) 参照。
- 13) Anthony (1985, p.163) によれば，退職給付水準の引き上げによる過去勤務費用は，エンティティ持分にチャージされる。
- 14) Anthony (1975) においても，エンティティ説は主張されているが，それは，株主持分利子を費用計上する根拠としてである。すなわち，エンティティの観点から，債権者持分も株主持分も等しく外部の資本源泉であり，経営者は，二つの源泉のリスクとコストのバランスによって資本構成を決定するのであるから，前者について利子コストを計上するのであれば，後者についても計上すべきであると論ずる (pp.13-14)。
- 15) Anthony (1975, pp.17-18) によれば，持分投資家 (equity investors) は社債権者よりも大きなリスクを負担するがゆえに，より高いリターンを期待する。株主持分利子としては，純粋な利子部分だけを計上するので，それを超過する利潤は当然に株主に帰属することになる。
- 16) Suojanen (1958) を参照。

参考文献

- 安藤英義 (2001) 『簿記会計の研究』中央経済社。
伊丹敬之 (1987) 『人本主義企業—変わる経営 変わらぬ原理』筑摩書房。
伊藤邦雄 (2010) 『ゼミナール現代会計入門』(第8版) 日本経済新聞出版社。

- 佐藤倫正 (2011) 「国際会計の概念フレームワーク序説」国際会計研究学会研究グループ報告『国際会計の概念フレームワーク—中間報告—』国際会計研究学会第28回大会, 1-7頁。
- 中村忠 (1973) 『資本金論』(増補版), 白桃書房。
- 中村忠 (1988) 「持分概念の変遷」『会計ジャーナル』20巻3号, 8-13頁。
- 村田英治 「受託責任会計の再検討—会計上の『所有者』とは何か—」『商学集志』79巻3号, 13-25頁。
- Anthony, R. N. (1975), *Accounting for the Cost of Interest*, Lexington Books.
- Anthony, R. N. (1984), *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin. (佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房, 1989年。)
- Anthony, R. N. (2004), *Rethinking the Rules of Financial Accounting: Examining the Rules for Proper Reporting*, McGraw-Hill.
- Birnberg, J. G. (2011), “Robert N. Anthony: A Pioneering Thinker in Management Accounting,” *Accounting Horizons*, Vol.25, No.3, pp.593-602.
- Easterbrook, F. H. and D. R. Fischel (1991), *The Economic Structure of Corporate Law*, Harvard University Press.
- Hansmann, H. (1996), *The Ownership of Enterprise*, The Belknap Press of Harvard University Press.
- Husband, G. R. (1954), “The Entity Concept in Accounting,” *The Accounting Review*, Vol.29, No.4, pp.552-563.
- IASB (2010), *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB.
- Meyer, P. E. (1973), “The Accounting Entity,” *Abacus*, Vol.9, No.2, pp.116-126.
- Li, D. H. (1960), “The Nature of Corporate Residual Equity under the Entity Concept,” *The Accounting Review*, Vol.35, No.2, pp.258-263.
- Li, D. H. (1864), “The Objectives of the Corporation under the Entity Concept,” *The Accounting Review*, Vol.39, No.4, pp.946-950.
- Paton, W. A. and A.C. Littleton (1940), *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association. (中島省吾訳『会社会計基準序説』(改訳版) 森山書店, 1958年。)
- Seidman, N. B. (1956), “The Determination of Stockholder Income,” *The Accounting Review*, Vol.31, No.1, pp.64-70.
- Staubus, G. J. (1952), “Payments for the Use of Capital and the Matching Process,” *The Accounting Review*, Vol.27, No.1, pp.104-113.
- Staubus, G. J. (1961), *A Theory of Accounting to Investors*, rep. ed. Scholars Book, 1971. (高尾裕二訳『ストーバス投資者のための会計理論』白桃書房, 1986年。)
- Suojanen, W. W. (1954), “Accounting Theory and the Large Corporation,” *The Accounting Review*, Vol.29, No.3, pp.391-398.
- Suojanen, W. W. (1958), “Enterprise Theory and Corporate Balance Sheets,” *The Accounting Review*, Vol.33, No.1, pp.56-65.
- Useem, M. (1996), *Investor Capitalism: How Money Managers are Changing the Face of Corporate America*, BasicBooks.

(日本大学商学部)